平成２２年（フ）第２７９５号
札幌市東区北23条東15丁目５番13―205号
債務者　工藤由美子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　佳以
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月17日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１４号
長野県北安曇郡白馬村大字神城22387番地１、前住所長野県北安曇郡池田町大字会染6112番地114
債務者　平林　邦章
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　征矢　芳友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月17日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２１７２号
北海道江別市見晴台91番地の16
債務者　櫻屋敷敏子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　龍山　　聴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６１号
静岡県島田市本通６丁目6038番地の７
債務者　杉本　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４７５号
札幌市豊平区月寒東１条15丁目３番６号　コーモド月寒東７―Ｂ
債務者　渡邉　　隆
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　倫行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０６号
静岡市清水区南岡町８番35号　グリーンハイツ20Ｂ号、前住所静岡市清水区長崎198番地の１　シャロワ101号
債務者　芝　　嘉男
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０７号
静岡市清水区南岡町８番35号グリーンハイツ20Ｂ号
債務者　芝　　絹代
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１４号
静岡市清水区庄福町５番16号
債務者　芝　　護
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１５号
静岡市清水区清水町10番９号
債務者　芝　　康
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０５号
埼玉県越谷市赤山町５丁目６番１エシール越谷215号、前住所埼玉県草加市八幡町584番地１フェイム草加サクラテラス407号
債務者　石井　雅晴
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池永　知樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
大分市新栄町17番15号浜田コーポ201
債務者　中嶋　則一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　昇悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７０号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀653番地　レジデンス二本谷Ａ―101
債務者　松尾　文友
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１４０号
福島県会津若松市一箕町松長３丁目８番地の４、前住所福島県河沼郡会津坂下町字上口524番地
債務者　赤城　千春（旧姓田中・比嘉）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
福島県喜多方市字さつきが丘26番地１、前住所福島県喜多方市豊川町米室字上川原5430番地２
債務者　金子躯位子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
福島県喜多方市塩川町字大在家31番地の８、前住所福島県耶麻郡塩川町字大在家31番地の８
債務者　塚原　義信
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
福島県会津若松市行仁町12番10号、前住所茨城県古河市東山田2636番地４
債務者　狩野　秀晃（旧姓八島）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係